

令和元年10月31日

認定調査受託事業者 代表者 様
主治医意見書作成医療機関 代表者 様

越谷市福祉部介護保険課長

認定調査委託料及び主治医意見書作成料の請求について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和元年12月から、介護保険認定調査委託料及び主治医意見書作成料支払事務の適正化及び効率化を目的として、新システムを導入することとなりました。それにより、認定調査委託料及び主治医意見書作成料の請求の流れや様式が一部変更となります。詳細につきましては本市ホームページに掲載いたしますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

記

1. 新システム導入時期 令和元年12月から
2. 新システムによる支払開始時期

認定調査委託料 : 令和元年12月以降のOCR読取（※）分から
主治医意見書手数料 : 令和元年11月以降のOCR読取（※）分から
※認定調査票または主治医意見書をシステム内に取込むこと

詳細は下記でご確認ください。

越谷市ホームページ <https://www.city.koshigaya.saiama.jp>

「トップページ」>「暮らし・市政」>「福祉・保健医療」>「介護保険」>「介護保険事業者向け情報」>「認定調査委託料および主治医意見書作成手数料にかかる支払電算化について」

【問い合わせ先】

介護保険課 給付担当 深井・吉原
電話 048-963-9169（直通）
FAX 048-965-3289